

オープンカレッジ通信

第2号

令和2年
11月発行

さんだ生涯学習
カレッジ事務局

だまされるもんが！皆で防サキ

「私は消費者トラブルとは無縁」、「冷静に判断できるから大丈夫」と思っているそのあなた！意外と身近に危険が潜んでいるかもしれませんよ…。

そんなあなたに知ってほしい内容が詰まった十月の講座。「消費者トラブルを知って被害を防ごう」というタイトルで、三田市消費生活センターの消費生活相談員を講師に招き、トラブルの現状や対応、被害防止につながる日頃の心がけ等について学びました。

増え続ける…消費者トラブル

情報通信技術の普及等を背景に様々な新しい商品やサービスが展開されるようになり、消費者トラブルが増加しています。

中でも、高齢者が抱える「お金」、「健康」、「孤独」の三つの不安につけ込んだケースや被害に遭っている認識がなく、被害が深刻化するというのが、高齢者を取り巻くトラブルの特徴です。

こんな時は要注意！

① 初回お試し○○円

～実は定期購入～

広告等でよく目にする表記。実際は定期購入の契約で、購入が重なり高額になる、解約できない等トラブルが多い案件です。小さな文字も見逃さず、購入の前に契約内容や解約方法等をよく確認してください。

② 相手はホントに市職員？

～還付金詐欺～

市職員を名乗った電話があり、医療費の払い戻しを口実にATMへ案内されて、受付番号や暗証番号と言われて入力した数字が実は振込金額で、結果的に他人へのお金の振り込みになっていたという詐欺が急増中です。ATMで還付金が支払われることは絶対ありません。行動する前に一度立ち止まり、人に相談したり、電話番号等を調べたりするようにしましょう。

この他にも、身に覚えのない商品の送り付けや携帯電話を利用した架空請求等、あの手の手と様々な方法で消費者トラブルが発生しています。

知っておくと役立つ！

「クーリング・オフ制度」

訪問販売等でよくわからぬまま契約をしてしまったけどやっぱりやめたい…。

そんな時、一定期間内であれば契約を無条件で解除できる「クーリング・オフ制度」が利用できる場合があります。必要事項を記入した書面を期間内に販売会社とカード会社に通知すれば、契約解除できます。

ただし、通信販売や店頭での購入の場合は利用できないので注意が必要です。制度の利用を検討する際には、消費生活センターに相談して対応しましょう。

参加者の声

■口約束も契約になってしまうことがわかった。

■「クーリング・オフ制度」について詳しく知ることができて大変勉強になった。もっと勉強したいと思った。

■自分だけは大丈夫だという油断だけは絶対にしないように心がけたい。

■消費生活センターでは、安心して相談と助言を受けることができると知った。

最後に…

「自分は大丈夫」と思っているも、トラブルのきっかけは日常生活の様々な場面に転がっています。どんな事例があるのか、対応方法等について知り、普段から心がけることが重要です。そして、被害が深刻化しやすい高齢者をトラブルから守るためには、普段から異変に気づき合える周囲の見守りも大切になります。

困った時に誰かに相談する勇氣、「おかしいな」と思った時に声をかける勇氣を持ちましょう。

